

## 研究に関する不正防止委員会規程

(設置)

第1条 本学に研究に関する不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本学の研究活動に係る不正行為の防止を図ることを目的とする

(審議内容)

第3条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為の予防のため、研究者倫理の向上に関する取り組みを行うこととし、「行動規範」の策定及び啓発を行うこと。
- (2) 研究活動に係る不正行為を防止する防止計画推進部署となり、「不正防止計画」を策定及び実施すること。
- (3) 不正行為に係る通報（告発）や情報提供等を受け入れるための窓口となること。
- (4) 通報（告発）に関する規程を整備すること。
- (5) その他、研究に関する不正防止に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する者
- (2) 各学科長及び専攻長が推薦する者 各1名

(任期)

第5条 委員は学長が委嘱し任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は、学長の指名する者をもってあてる。

2 委員長は必要に応じ委員会を開催し、これを主宰する。

(会議の成立等)

第7条 委員会は委員の過半数の出席（委任状提供者を含む。）をもって成立する。

2 委員長は必要に応じ委員以外の教職員を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は教務課においてこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月6日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成25年5月28日から施行する。
- 5 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。